

# 糸島市空き家等の適正管理に関する条例

平成 24 年 3 月 30 日

条例第 3 号

## (目的)

第 1 条 この条例は、空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、空き家等が放置され管理不全な状態となることを防止し、良好な生活環境の確保及び市民生活の安全を図ることを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市内に存する現に人が使用していない建物（人が使用している建物であって、当該建物に何ら権限を有しない者が使用しているものを含む。）その他工作物をいう。
- (2) 所有者等 所有者、占有者又は管理者をいう。
- (3) 管理不全な状態 建物その他工作物が、老朽化等により倒壊若しくは建設材等の飛散のおそれのある状態又は施錠等が不十分であるために不法侵入による火災若しくは犯罪が誘発されるおそれのある状態をいう。
- (4) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

## (所有者等の責務)

第 3 条 空き家等の所有者等は、当該空き家等が管理不全な状態にならないように適正な管理を行わなければならない。

2 空き家等の所有者等は、糸島市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 22 年糸島市条例第 108 号）第 18 条の規定に従い、空き家等の適正な管理に努めなければならない。

3 空き家等の所有者等は、糸島市火災予防条例（平成 22 年糸島市条例第 179 号）第 24 条第 2 項の規定に従い、火災予防上必要な措置を講じなければならない。

## (市民からの情報提供)

第 4 条 市民は、管理不全な状態である空き家等があると認めるときは、速やかに市にその情報を提供するものとする。

## (調査)

第 5 条 市長は、第 3 条に規定する適正な管理が行われていないと認めるとき、又は前条の規定による情報の提供があったときは、必要に応じて、当該空き家等の状態、所有者等の情報その他必要な事項を当該職員に調査をさせることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、所有者等に対して当該空き家等の状態、管理の状況等について質問させ、又は当該空き家等に立ち入り、その状態等を調査させることができる。

3 前 2 項の規定による調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請

求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言、指導及び勧告)

第6条 市長は、前条に規定する調査により、空き家等が管理不全な状態であると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、必要な措置について助言又は指導をすることができる。

2 市長は、前項の助言又は指導を行ったにもかかわらず、必要な措置が講じられないときは、当該空き家等の所有者等に対して、期限を定めて、必要な措置を講じるよう文書で勧告することができる。

(命令)

第7条 市長は、空き家等の所有者等が前条第2項の規定による勧告に応じないときは、当該空き家等の所有者等に対して、期限を定めて、必要な措置を講じるよう文書で命じることができる。

(公表)

第8条 市長は、前条の規定による命令を行ったにもかかわらず、当該空き家等の所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

(2) 命令の対象である空き家等の所在地

(3) 命令の内容

(4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表するときは、当該公表に係る空き家等の所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

3 市長は、第1項の規定により公表したときは、当該公表に係る空き家等の所有者等に対して文書で通知しなければならない。

(警察への要請)

第9条 市長は、市民生活の安全を図るために必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察に対して、第6条の規定による助言、指導及び勧告、第7条の規定による命令並びに第8条の規定による公表の内容を提供し、協力を要請することができる。

2 市長は、緊急を要する場合は、警察に対して必要な措置を要請することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。